



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 江崎グリコ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 江崎 勝久
(コード番号：2206 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ総務部長 松浦 博幸
電 話 06-6130-6839

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 110 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

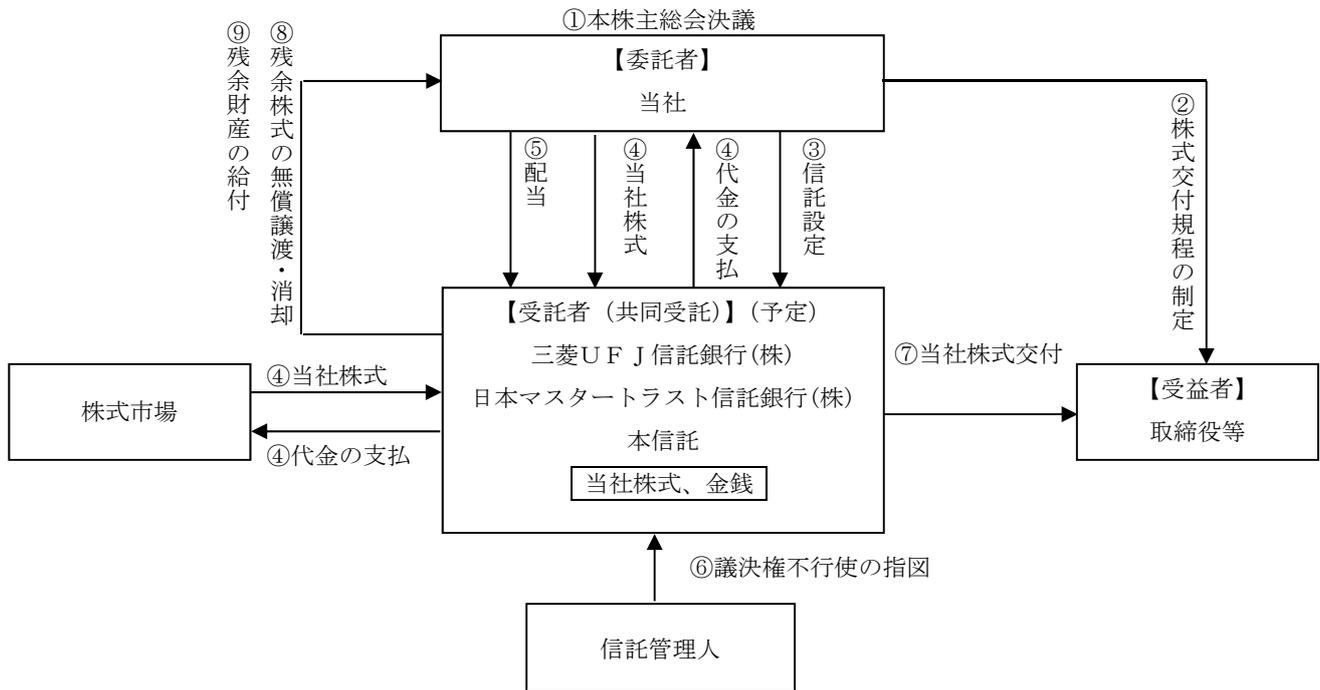
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員（海外駐在者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象に、業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。(注)
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度については、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度に応じて取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬となります。
- (4) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

(注) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である監査役、社外取締役および非常勤取締役の報酬については、「基本報酬」および「賞与」によって構成されます。
ただし、現在のところ、当社においては非常勤取締役は置いておりません。

2. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ②当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度に応じて、取締役等にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数に応じた当社株式が信託期間中の毎年一定時期に交付されます。
- ⑧信託期間中、毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の役位および業績目標の達成度に応じて役員報酬として当社株式の交付を行う制度となります。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント数（下記（4）に定める。）の 1 年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議いたします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、信託期間中の一定時期に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、下記（4）に定めるポイント数に応じた数の当社株式について本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 毎年 3 月末日に当社の取締役等として在任していること
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 下記（4）に定めるポイント数が決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 取締役等に交付される当社株式

取締役等に対して交付される株式数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。

取締役等には、信託期間中の毎年 5 月末日に、同年 3 月 31 日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績目標の達成度に応じてポイント数が付与されます。

ポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。

1 ポイントは当社株式 1 株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

※業績達成度は、売上高および経常利益の目標の達成度を指標とし、経営基盤の強化を勘案いたします。

(5) 当社の取締役等に対する当社株式の交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役等については、所定の受益者確定手続を行うことにより、信託期間中の毎年 6 月末日（同日が営業日でない場合には、前営業日）に、同年 5 月末日に付与されたポイント数に応じた当社株式を本信託から交付します。

(6) 信託期間

平成 27 年 8 月（予定）から平成 30 年 8 月（予定）までの約 3 年間といたします。

ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信

託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

- (7) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付が行われる当社株式の上限株数
信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、3億円^{*}を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、現在の取締役等の固定月額報酬および賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

本株主総会においては、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の総数の上限を20,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付を受けることができる当社株式は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。そのため、対象期間において、本信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（60,000株）を上限とします。

- (8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（7）の信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。なお、信託期間中、取締役等の増員等により本信託内の株数が、各取締役等のポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記（7）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

- (9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記（4）により当社の取締役等に交付が行われる前の当社株式）の議決権は行使されません。

- (10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

- (11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に剰余株式が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月（予定）～平成30年8月（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月（予定）
（平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイント数の付与を開始） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 3億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以 上